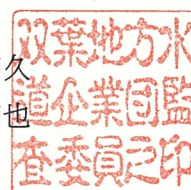


双葉地方水道企業団告示第6号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、令和7年度定期監査を実施したので、同条第9項及び双葉地方水道企業団監査委員条例第9条の規定に基づき、その結果を公表する。

令和7年10月30日

双葉地方水道企業団 監査委員 坂本 和久
双葉地方水道企業団 監査委員 松本 和也



定期監査結果報告書

1. 監査の期日

令和7年10月29日(水)

2. 監査の実施場所

双葉地方水道企業団 管理本館 1階会議室ほか

3. 監査の種類

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項及び第4項の規定に基づき実施する定期監査

4. 監査の対象

(1) 対象事業

水道事業及び工業用水道事業

(2) 対象期間

令和7年4月1日から令和7年9月30日まで

(3) 対象事項

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況

5. 監査の実施方法

事務的監査においては、提出された監査資料に基づき関係職員から説明を聴取した。また、工事等監査においては、主な施工現場においてその概要説明を聴取し進捗状況等を確認した。

8. 監査の結果

財務に関する事務等は、関係法令、会計規程等に準拠して適正に執行されていると認められた。

現地視察においては、水道施設の機械設備工事や老朽管の布設替工事等の実施状況を確認し、適正に管理されていると認められた。

料金改定等の検討にあたっては、企業団のこれまでの経緯や料金改定の検討に至った理由等を丁寧に説明し、水道使用者の方々に理解していただけるように努めながら検討を進めるよう要望します。